

経 済 産 業 省

官 印 省 略

20230829 製 第 4 号

令 和 5 年 9 月 8 日

化学物質審議会

会長 東海 明宏 殿

経済産業大臣 西村 康稔

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第3項等に規定する第二種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、優先評価化学物質「 α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル）」※に係る法第2条第3項に規定する第二種特定化学物質の指定、法第35条第1項に規定する第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品の指定及び法第36条第1項に規定する技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品の指定について諮問します。

※第二種特定化学物質指定後の名称（予定）

「ポリ（オキシエチレン）=アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）」